

国際的な学会における活動を進めるうえでも、その必要を否定できないのではないか。また必要とすれば、特に、課程博士の学位の授与について、学位審査請求の提出手続を具体的に示すうえで、制度として選択され得べき方法の1つではなからうか。

## 7 教員組織の独自性、教員の採用・研究期間・業績評価

専任教員の能力に影響するものとして、次の点が注目される。

- 1) 大学院教員組織の大学における独自性
- 2) 教員の採用
- 3) 教員の研究期間
- 4) 教員の業績評価

### (1) 大学院教員組織の独自性

大学院教員組織の実質的独自性は、すでに、これまでに、㉔教育と研究との機能的分離によるそれぞれの効率化、㉕流動的な科学の研究動向への適応の必要、㉖各学部に分散する特定分野の研究者の統合、などから主張されてきている。しかしながら、このような主張は、財政基盤から、特に私立の大学院では不可能に近い構想とされてきている。

このような独自性に関する主張が生ずるのは、今日の我が国における大学院が、ごく少数の例外を除いて、学部を基礎にして設置されていることが多く、これが大学院の運営をして学部運営の従的存在とし、ややもすれば大学院が学部との関係において軽視されがちな状況をつくりだしていることに起因している。

教員組織については、「大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。」(基準8条

2 項) とされている。これは、大学院の教員組織が、学部の教員組織とはまったく別に、独立な存在とすることを原則としているように解釈される。この原則的な理解は、大学院における会計学教育を積極的に展開し、社会における大学院の使命をよりよく満たすうえで重要であり軽視すべきではない。財政基盤あるいは予算上の措置、有資格の教員数の確保等々において幾多の困難が予想されるにしても、大学院における会計学教育の重要性を認識するのであれば、これを実現するような方向での配慮が望まれる。

学部を基礎に置く大学院では、教員が大学院教員としての要件を満たす限り、学部と大学院との両者を担当するようにしていることが最も多い。しかも、各教員の最低の義務的担当授業時間数は、学部の担当時間数を基準にして決定されることが多いことから、大学院の担当時間数が各教員にとって担当時間数の負担増加になる傾向がある。このため、大学院での授業担当教員の研究・教育への意欲は高いものの、各教員の間には、大学院における授業の担当がそれぞれの教員にとって負担の加重ではないかといった印象が持たれていないでもない。これは、具体的には、大学院の時間割の編成にも影響を及ぼし、大学院における会計学教育の目的の達成に大きなマイナス要因になっていることも見逃されるべきではない。

この大学院の教員組織の実質的独自性の欠如は、大学院での授業担当教員の教育へのモチベーションに影響することであり、授業負担の加重といった印象を持たれることがないようにしなければならない。これは、大学院における会計学教育に対しても著しい影響を及ぼすことはいうまでもない。

大学院の教員組織に関連して大学院手当の問題が重要視される。この手当は、大学院によっては、実際に指導を担当する教員に対してのみ支給（例えば、本俸× $\alpha$ %）されるべきものとされ（国立の大学院に対する会計検査院

の指摘事項でもあった)、大学院の教員組織を構成する教員のすべてに対して支給されるようにされていないことがあるとされる。これは未支給の教員の大学院運営への参加意欲を著しく低下させ、大学院委員会の成立すらも危うくし、複数指導体制採用への障害にもなっている。大学院手当は大学院の委員会(教員組織)を構成するすべての教員に対して、その運営に責任を負担することへの対価として考慮されるべきで、指導手当とは区分されるべき性質の手当であることに留意する必要がある。この意味で、大学院手当は、大学院の教員組織を構成する全教員に対して支給されるべきである。

## (2) 教員の採用

教員の能力の水準を維持し、またそれを高めてゆくためには、教員の採用をいかにするかが重視される。特に、流動的に変化する行為および事象に対し、それに適応する会計学を指導するために、優れた会計実務家を教員として採用すべきではないかという提案がある。この提案自体は、広い分野から人材を集め、採用の弾力性の向上を図るといった視点からは評価されよう。しかし、会計実務家を教員として採用するにあたっては、会計実務での経験がたんに個々の断片的な実務の集積ではなく、その背景にある基礎的理論に照らしてその実務の体系的説明を行ない、それを会計基準および会計原則などに関連づける等、要するに、個々の制度や手続とその底流にある基本的理解についての教育・研究能力を有しているかを、採用の基準とすることもよいのではないか。

## (3) 教員の研究期間の確保

教員に対して、研究に専念する期間を与え、また、教育能力を充実する機会を与えるために、研究所における専任研究員の充実、研究員と教員との人事の交流を考えてもよいのではないか。専任研究員としている間は、演習を

担当することに限定するのも一つの方法であろう。

#### (4) 教員の業績評価

これまでも研究業績の評価が必要に応じて行なわれてきている。しかしながら、教員の研究業績についての定期的な評価が制度化され、大学院教員としての資格要件（例えば、個々の大学院において設けている基準）をより一層十分に満たし得るよう、なんらかの定期的チェックの機会を持つようにすることがあってもよいのではないか。

特に、「大学院設置基準の一部を改正する省令」（平成3年6月）では、「教育研究水準の向上を図り、当該大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない」（第1条の2第1項）とされている。この規定の趣旨は、大学院での会計学教育の自主性をそれぞれの大学院に大幅に委ねようとする事との関連において、大学院に対して自律的評価機能の導入を求めているともみられる。これとの関連において研究業績の評価のあり方を検討することも一方法と思われるがどうか。

#### 8 教育機器および設備の充実

今日、情報処理技術の会計実践および理論への影響は著しいものがある。コンピュータをベースにした会計学教育では、コンピュータ機器とそれを活用するための諸設備を不可欠とする。「百聞は一見に如かず」とはまさにこの分野にいえることであろう。設置基準は「大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学付置の研究所等の施設および設備を共用することができる。」（基準22条）としているが、会計学の分野では、独自の機器および設備を必要とするといってもよいのではないか。例えば、すでに開発さ

れている教材用ソフトウェアを使用するにしても、学部とは別に、大学院としての教育用（特に、英語環境での利用を可能にするような）のホスト・コンピュータを設置することが必要と考えられるがどうか。また、研究用として備えるべきはいうまでもない。

## 9 講義要綱の充実

履修しようとする学科目について学生はある程度その内容に知悉しているとは考えられるが、年度における教育目標・重点と要目・教材・スケジュール・方法などについて予め具体的に明らかにしておくことが望ましいのではないか。

## 10 ケース・メソッドと教材

ケース・メソッドをとり入れようとするにあたっては、ケースを教育用の素材として、相当程度に整備・充実する必要がある。このためには、ある程度の人員、時間と設備、費用とが求められるであろう。

## 11 情報収集施設としてのデータ・センターの充実

情報の収集には、大学院図書館や文献検索ネットワークを利用した文献情報センターの充実のみならず、海外や国内の資料の現物が容易に入手されるように、研究補助の事務機構が学内に設けられるのも望ましいのではないだろうか。

## 12 教育事務機構の充実

大学院の規模にもよるのであろうけれども事務機構が学部から独立してい

ることが望ましいであろう。教員と学生との円滑なコミュニケーションを制度的に確立するためには、事務機構の確立が効果的と考えられるけれどもいかがであろうか。米国および英国の大学院では、少なくとも、この点は、我が国よりもきめ細かな進んだ対応をしているように見受けられる。

## <資料1>

### 1992年度 社会人特別入学試験募集要項

(中央大学大学院 商学研究科)

#### <募集趣旨>

中央大学大学院商学研究科博士課程(商学専攻)の前期課程は、1951年(昭和26年)に設置以来、研究者の育成と高度の専門職業人の養成につとめ、多くの人材を社会に送り出し、わが国の学界ならびに社会の発展に寄与してきました。その教育内容は、経営、会計、商業・貿易・金融ならびに情報及び経済等に関する専門科目のより高度の講義とその各科目ごとに設置の演習(学生個々の研究指導)、さらには英・独・仏の外国専門書研究や、最近のわが国の国際化に即応して、ネイティブ・スピーカーを交えた教授スタッフによる生きた実践的な実務英語からなっています。学生はこれらの豊富な教科内容から、自己の研究テーマに即して、指導教授の指導のもとに授業科目を選択して、2年間の在学期間で所定の単位を修得するとともに、学位論文を作成して審査を受け、その最終試験に合格すれば修士の学位が授与されます。

ところで、最近のわが国内外の政治・経済・社会環境の急速な変化は、すでに高等教育をうけた社会人に、新しい状況に即した広い視野と、より高度の専門知識の新たな修得を必要としています。また女性雇用率の向上を反映して、家庭婦人のあいだにも、新たに高度の専門教育をうけて職に就こうとする、あるいは研究者を志す願望が強まっています。さらに今日では超高齢化社会にむけて生涯教育の要望も高まりつつあります。

本研究科は、これらの時代的要請に応えるために、昨年から一学年25人の学生定員のうち5人程度を目標に、研究意欲にもえる社会人にたいし門戸を拓けて入学試験を実施することになり、昨年は応募者11名で6名の社会人(女性1名含む)が合格、全員入学して、一般学生と同様の教育条件のもとで日夜勉学にはげみ、その豊富な社会的体験と深い実務経験を生かして一般学生にも大きな刺激を与えています。また私たちも社会人の入学が、実学にもとづく本研究科の研究と教育の発展に多大の寄与をもたらすことを期待しています。

#### 1. 出願資格：次のいずれかに該当する者

- (1) 大学卒業(またはこれに準ずる資格を取得)後5年以上経過した者(1992年4月現在)
- (2) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者(ただし、1992年4月1日現在年齢27歳以上の者)

#### 2. 募集人員：商学研究科商学専攻 博士前期課程 若干人

#### 3. 出願手続：(1) 入学選考料を銀行に振込み、

- (2) 下記6の出願書類を「商学研究科社会人特別入試出願書類用封筒」に入れて、提出期限までに必着するよう書留便で郵送すること。

4. 入学選考料：30,000円（銀行振込にすること。現金は不可。）できるだけ志願票裏面の取りまとめ銀行の本・支店のうちから選んで振り込むこと。

<注 意> いったん納入された入学選考料は、いかなる理由があっても返還しない。

5. 出願期間：1991年10月21日(月)～11月1日(金)必着

6. 出願書類：(1) 志願票——本学所定用紙

(2) 志願者調書——本学所定用紙

(3) 最終出身校の成績証明書1通

(4) 最終出身校の卒業証明書1通

(5) 健康診断書——本学所定用紙

※設備の完備した医療機関（病院、保健所等）で受診すること。

(6) 研究計画書——本学所定用紙（400字詰原稿用紙5枚程度）

※本研究科博士前期課程で、本人が研究する予定のテーマ及び研究内容の概要

(7) 就学承諾書——本学所定用紙

※民間企業ないし、政府機関、自治体等に所属している者は、直属上司の就学承諾書を提出することが望ましい。

<注 意> 提出された出願書類は、いかなる理由があっても返還しない。

7. 選考方法：第一次試験 (1) 書類審査

(2) 英語（基礎的な読解力をみる。）

※辞書持込可。ただし、専門用語辞典は除く。

(3) 小論文

第二次試験 口述試験（受験生全員）

※以上の第一次、第二次試験の総合判定により合否を決定する。

-----

13. その他：授業時間帯は、午前9時20分～午後6時05分（5時限）であり、夜間の授業及び研究指導等は、原則として行わない。



## <資料2>

# 商学研究科内規 (関西学院大学大学院) (課程博士学位の授与条件)

## Ⅱ 博士(商学)〔課程博士〕論文提出に関する内規

学位規程第5条第1項による博士(商学)〔課程博士〕論文を提出しようとする者は、次に定める課程博士候補者試験に合格し、かつ、指導委員会の推薦を得なければならない。

(1)課程博士候補者試験は、課程博士学力試験と博士論文予備試験からなり、合格者は課程博士候補者となる。

(2)課程博士学力試験(以下、学力試験という)は専門科目と外国語についてこれを実施する。

①専門科目の試験については、商業、経営、会計、経済(統計を含む)の4分野のうち2分野を選択するものとし、そのうち1つは主専攻分野とする。各分野の出題は複数とし、それぞれの採点は複数の者がこれにあたる。

②外国語の試験については、原典講読Ⅰおよび原典講読Ⅱの学力認定をもってこれにかえる。外国人留学生は、日本語の学力認定および原典講読ⅠとⅡのうち1つの学力認定をもって外国語試験にかえることができる。なお、日本語の学力認定は、日本語による修士論文、あるいは日本国際教育協会または国際交流基金の日本語能力試験1級によってこれを行なう。

③学力試験については、後期課程在学中にこれに合格しなければならない。なお、学力試験は、3回を超えてこれを受験することができない。

(3)博士論文予備試験(以下、予備試験という)は、学力試験合格者の申請により、研究科委員会が設置する指導委員会によって実施する。

①予備試験を受けようとする学力試験合格者は、博士論文研究計画書を添えて博士論文予備試験申請書を研究科委員会に提出しなければならない。

②研究科委員会は、予備試験を実施する指導委員会の設置について審議し、その設置が承認された場合には、委員長1名と委員2名以上の指導委員を選定する。なお、委員のうち1名は他研究科より選定することが望ましい。

③予備試験は、申請者による研究報告とそれに対する口頭試問を公開形式で行なう。

④指導委員会は、予備試験の結果を研究科委員会に報告するものとする。研究科委員会は、この報告に基づき予備試験の可否を決定する。

⑤予備試験については、在学中にこれに合格しなければならない。なお、予備試験は、2回を超えてこれを受験することができない。

(4)指導委員会は、課程博士候補者に対して、博士論文作成の指導にあたる。

(5)課程博士候補者は、博士論文の提出にあたり指導委員会の推薦を得なければならない。

## 付 則

- 1 この内規は、1991年4月1日から施行する。
- 2 内規Ⅰは、1992年度前期課程入学者から適用する。
- 3 内規Ⅱは、1991年度後期課程入学者から適用する。

<資料3>

商学研究科内規 (中央大学大学院)

【飛び級入学制度における博士課程前期課程入学資格】

大学院学則39条第2号「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」として、下記の者は、それに該当するものとする。

記

本大学商学部の学生で、3カ年以上在学し（休学した期間は在学期間に算入しない）、次の授業科目を含む120単位以上を修得し、かつ平均点が80点以上あり、研究演習担当指導教授の推薦のある者。

1. 一般教育科目、外国語科目、保健体育科目の卒業に必要な授業科目
2. 専門教育科目
  - ①研究演習Ⅰ（大学学則第43条1）
  - ②主専攻類の基礎科目（大学学則第43条2）
  - ③主専攻類の基礎科目以外の基礎科目のうち2科目（大学学則第43条2）
  - ④主専攻類の基本科目、外国語経済書講読のうち4科目（ただし外国語経済書講読は1科目のみ含めることができる）（大学学則第43条3）
  - ⑤法学関係科目のうち1科目（大学学則第43条4）